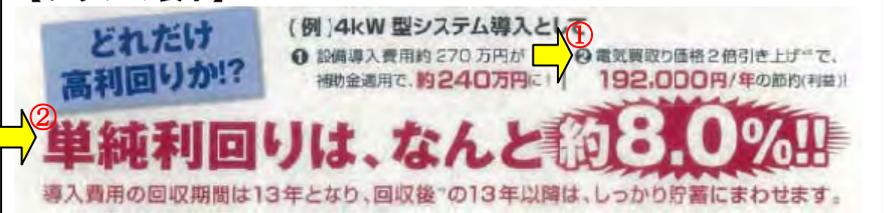


| No | 事件名 | 事件概要 | 違反法条 | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|--------------------------|--|------|-----|--------------|-------|------------|-------|-----------|-------|------|-------|----|-------|----|-------|-------------------|
| 7 | 学校法人北海道安達学園 (23.6.29) | <p>学校法人北海道安達学園は、同学園が経営する専門学校において提供する専門課程について、</p> <p>① 平成21年7月ころから平成22年3月ころまでの間に配布したパンフレットにおいて、スクールオブビジネス、ビジュアルアーツ及びデザイナー学院（以下「3専門学校」という。）の平成20年3月卒業生の就職率について表示していたが、実際には、</p> <p>ア 3専門学校の平成20年3月卒業生の就職率として表示した数値は、</p> <p>(ア) 卒業時である平成20年3月末時点に就職した者及び就職が内定した者（以下「就職者等」という。）に、同年4月から6月までの間の就職者等を加えた数を分子として</p> <p>(イ) 卒業時である平成20年3月末時点の就職者及び就職希望者（以下「就職希望者等」という。）の数を分母として算出したものであった。</p> <p>イ 北海道内の大学等の平成20年3月卒業生の就職率として表示した数値は、</p> <p>(ア) 卒業時である平成20年3月末時点の就職者等の数を分子として</p> <p>(イ) 厚生労働省北海道労働局による調査においては、平成20年3月末時点の就職希望者等の数が分母とされていたにもかかわらず、就職を希望しない者等が含まれる卒業生の数を分母として</p> <p>北海道安達学園が独自に算出したものであった。</p> <p>これにより、北海道安達学園は、3専門学校の平成20年3月卒業生の就職率が、北海道内の大学等の就職率よりも高率であると表示していたものであった。</p> <p>【パンフレットの表示】</p> <table border="1"> <caption>平成20年3月卒業生実績</caption> <thead> <tr> <th>学校種別</th> <th>就職率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>札幌スクールオブビジネス</td> <td>97.1%</td> </tr> <tr> <td>札幌ビジュアルアーツ</td> <td>96.7%</td> </tr> <tr> <td>札幌デザイナー学院</td> <td>90.0%</td> </tr> <tr> <td>専門学校</td> <td>80.9%</td> </tr> <tr> <td>大学</td> <td>64.9%</td> </tr> <tr> <td>短大</td> <td>67.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※札幌マンガ・アニメ学院は2008年4月札幌デザイナー学院より分離・独立したため、札幌マンガ・アニメ学院としての卒業実績は2010年以降となります。</p> <p>北海道労働局HPデータ参照 (H20年3月卒業生)</p> | 学校種別 | 就職率 | 札幌スクールオブビジネス | 97.1% | 札幌ビジュアルアーツ | 96.7% | 札幌デザイナー学院 | 90.0% | 専門学校 | 80.9% | 大学 | 64.9% | 短大 | 67.1% | 第4条 第1項 第1号 |
| 学校種別 | 就職率 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 札幌スクールオブビジネス | 97.1% | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 札幌ビジュアルアーツ | 96.7% | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 札幌デザイナー学院 | 90.0% | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 専門学校 | 80.9% | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大学 | 64.9% | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 短大 | 67.1% | | | | | | | | | | | | | | | | |

| No | 事件名 | 事件概要 | 違反法条 |
|----|-----|--|------|
| | | <p>② 平成21年10月1日付けの新聞に掲載した広告において、ビジュアルアーツ及びマンガ・アニメ学院（以下「2専門学校」という。）の平成21年3月卒業生の就職率について表示していたが、実際には、2専門学校の平成21年3月卒業生の就職率は、</p> <p>ア 卒業時である平成21年3月末時点の就職者等に、同年4月から同年8月までの間の就職者等を加えた数を分子として</p> <p>イ 卒業時である平成21年3月末時点における就職希望者等から同年8月時点において就職の斡旋を希望しない者等を減じた数を分母として</p> <p>ウ また、前記アの分子については、2専門学校で教育する専門分野に係る企業等への就職者等だけではなく、当該専門分野以外の企業等への就職者等及びアルバイトに就いた者を就職者等に含めて</p> <p>算出した数値を、2専門学校の平成21年3月卒業生の同年3月末時点における両専門学校で教育する専門分野に係る企業等への就職率として表示していたものであった。</p> <p>【新聞の表示】</p>  | |

| No | 事件名 | 事件概要 | 違反法条 |
|----|--------------------------|--|-------------------|
| 8 | (株)日本ホットライフ (23.7.15) | <p>(株)日本ホットライフは、同社が自ら供給し又は子会社を通じて供給する住宅用太陽光発電システム（以下「本件発電システム」という。）について、平成21年10月ころから平成22年6月ころまでの間、戸建住宅への投函等により配布されたチラシにおいて、</p> <p>① 「電気買取り価格2倍引き上げで、192,000円/年の節約（利益）！」</p> <p>② 「単純利回りは、なんと約8.0%!!」、「導入費用の回収期間は13年となり、回収後の13年以降は、しっかり貯蓄にまわせます。」等</p> <p>と表示していたが、実際には、①の金額は、本件発電システムによる発電電力の全量買取りを前提としているが、4キロワット型の本件発電システムを設置した場合、電力会社が買い取る余剰電力は、通常、全発電電力の過半を超える程度であり、「太陽光発電の余剰電力買取制度」の下では、年間192,000円の利益を得ることはできないものであった。</p> <p>また、②の費用の回収等については、年間192,000円の利益を得ることができないこと、機器の破損や経年劣化などにより保証期間経過後に機器の交換又は修理を要する場合には、所要の費用の負担が発生することから、8.0%の利回り及び13年の回収期間を実質的に達成できず、本件発電システムの設置後、恒常的かつ安定的に利益を得ることができないものであった。</p> <p>【チラシの表示】</p>  | 第4条 第1項 第2号 |

| No | 事件名 | 事件概要 | 違反法条 |
|----|----------------------|---|-------------------|
| 9 | (株)東祥 (23. 7. 21) | <p>(株)東祥は、同社が経営する「ホリデイスポーツクラブ」と称するスポーツクラブにおける浴場利用役務について、</p> <p>① 札幌北24条店ほか12店舗に設置した浴場について、新聞折り込みチラシ及び自社ウェブサイトにおいて「天然鉱石ラジウム温泉<露天風呂>」等 【新聞折り込みチラシでの表示】</p>  <p>② 弘前店ほか12店舗に設置した浴場について、新聞折り込みチラシ及び自社ウェブサイトにおいて、「ヘルストン温泉<露天風呂>」等 【新聞折り込みチラシでの表示】</p>  <p>と、それぞれ表示していたが、実際には、温泉法（昭和23年法律第125号）第15条第1項に規定される許可を得たものではなく、また、同店舗の浴場の浴槽の温水は、水道水、井戸水又は工業用水を加温した上で医薬部外品を用いたものであって、同法第2条第1項に規定される温泉ではなかった。</p> | 第4条 第1項 第1号 |

| No | 事件名 | 事件概要 | 違反法条 |
|----|----------------------|---|-------------------|
| 10 | (株)AOKI (23.7.26) | <p>(株)AOKIは、同社が経営する紳士服等販売店を通じて一般消費者に供給する衣料品等について、</p> <p>① 平成21年12月31日から平成22年1月3日までの間のテレビコマーシャルにおいて、「スーツ・コート・ジャケット 全品半額」との映像、「スーツ、コート、ジャケット、全品半額」との音声等を放送していたが、実際には、メンズスーツ、メンズコート及びメンズジャケットのうち表示価格が一定金額以上等の商品のみ、表示価格の半額で販売するものであった。</p> <p>なお、前記の映像とともに、表示価格の半額で販売される商品の適用条件が表示されていたが、表示時間が短く、明瞭に表示されていたとはいえないものであった。</p> <p>【テレビコマーシャルの表示】</p>  <p>② 平成22年6月5日に配布した新聞折り込みチラシにおいて、「開店1周年全品半額」と記載していたが、実際には、メンズスーツ、メンズジャケット、メンズスラックス及びメンズカジュアルパンツのうち表示価格が一定金額以上等の商品のうち1点のみ、当該チラシに印刷された割引券を持参した場合に限り、表示価格の半額で販売するものであった。</p> <p>【新聞折り込みチラシの表示】</p>  <p>なお、当該チラシにおいて、表示価格の半額で販売される商品の適用条件が記載されていたが、「開店1周年全品半額」との強調した記載と比べて文字が著しく小さいなど、明瞭に記載されていたとはいえないものであった。</p> | 第4条 第1項 第2号 |

| No | 事件名 | 事件概要 | 違反法条 |
|----|------------------------|---|-------------------|
| 11 | 青山商事(株) (23. 7. 26) | <p>青山商事(株)は、同社が経営する紳士服等販売店を通じて一般消費者に供給する衣料品等について、</p> <p>① 平成22年5月13日から同年6月5日までの間のテレビコマーシャルにおいて、「総力祭 全品半額」との映像、「総力祭、全品半額」との音声等を放送していたが、 【テレビコマーシャルの表示】</p>  <p>② 平成22年5月29日に配布した新聞折り込みチラシにおいて、「総力祭 全品半額」と記載していたが、 【新聞折り込みチラシの表示】</p>  <p>実際には、メンズスーツ、メンズジャケット、メンズスラックス及びメンズカジュアル商品のうち表示価格が一定金額以上等の商品並びに男性用礼服、シャツ、ネクタイ、シューズ及びレディススーツのうち特設コーナーに陳列された商品のみ、表示価格の半額で販売するものであった。</p> <p>なお、前記①の映像とともに、表示価格の半額で販売される商品の適用条件が表示されていたが、表示時間が短く、明瞭に表示されていたとはいえないものであった。</p> <p>また、前記②の新聞折り込みチラシにおいて、表示価格の半額で販売される商品の適用条件が記載されていたが、「総力祭 全品半額」との強調した記載と比べて文字が著しく小さいなど、明瞭に記載されていたとはいえないものであった。</p> | 第4条 第1項 第2号 |